

11 平山啓次家文書
(旧住所 稻敷郡阿波村)

| 目録番号 | 年号 | 西暦 | 干支 | 閏 | 月 | 日 | 標題 | 作成 | 宛名 | 形態 | 数量 | 整理番号 |
|------|--------|------|----|---|----|----|---|---|----------------------|----|----|------|
| 1 | 寛政11 | 1799 | 己未 | | 1 | 吉 | 永代札賦帳之覚 | | | 縦帳 | 1 | 9 |
| 2 | 享和 2 | 1802 | 戌 | | 3 | | 宗門人別帳 | 常州河内郡 阿波村 安穩寺 [㊤] , 名主 半左衛門 [㊤] , 組頭 治兵衛 [㊤] | 大久保彦十郎様御内 小峯九左衛門殿 | 縦帳 | 1 | 4 |
| 3 | 1 文化 5 | 1808 | 丑 | | 5 | | 乍恐奉窺口上之覚(須賀津村名主長左衛門外鹿嶋明神社地立木伐荒につき同村照光寺出訴添簡差出始末) | 小野 逢善寺役僧 竹泉院 | 圓覚院法印様 楞伽院法印様 御役僧衆中様 | 縦帳 | 1 | 5 1 |
| 3 | 2 | | | | | | | 小野 逢善寺役僧 竹泉院 | | 縦帳 | 1 | 5 2 |
| 4 | 文政 6 | 1823 | 未 | | 10 | 吉 | 西丸 御書院 五人切物語 | | | 縦帳 | 1 | 6 |
| 5 | 1 文政 6 | 1823 | 未 | | 11 | 28 | 差上申一札之事(大杉殿御社頭御普請不行届につき) | 常衆阿波村安穩寺領 名主 茂左衛門 | 御見分出役 詮量房様 宮田新兵衛様 | 仮綴 | 1 | 10 1 |
| 5 | 2 | | | | | | 乍恐以書付奉願上候(即修院様借財一件につき) | | | 仮綴 | 1 | 10 2 |
| 6 | 文政 7 | 1824 | 申 | | 2 | | 常州河内郡阿波村安穩寺留守居義長, 同担方次兵衛・太右衛門・新左衛門, 担方中、千駄木五佛院江申渡等之写(安穩寺留守居勤役即修院義長借財につき伝解院・伝心院より申渡) | | 安穩寺様 太右衛門 次兵衛 | 縦帳 | 1 | 11 |
| 7 | 文政12 | 1829 | 丑 | | 1 | | 願書写(平山新田不法出入につき) | 小前村役人惣代 名主 助右衛門, 差添 惣兵衛, 同相手 吉右衛門, 同 正助 | | 縦帳 | 1 | 1 |
| 8 | 天保11 | 1840 | 子 | | 12 | | 乍恐以書付願上候(大杉明神什物別当安穩寺所持鉄砲壹挺、祭礼につき神輿附添用願) | 御朱印地安穩寺領常州河内郡阿波村 名主 茂左衛門 | 川波平右衛門様 御役所 | 縦紙 | 1 | 12 |
| 9 | 嘉永 6 | 1853 | 丑 | | 10 | | 御年貢小作取立帳 | | | 縦帳 | 1 | 7 |
| 10 | 嘉永 7 | 1854 | 甲寅 | | 10 | | 御年貢小作取立帳 | | | 縦帳 | 1 | 8 |
| 11 | 安政 5 | 1858 | 戊午 | | 2 | | 宗門人別帳 | 名主 茂左衛門 [㊤] | 竜花山 安穩寺 御役人中様 | 縦帳 | 1 | 3 |
| 12 | 安政 6 | 1859 | 己未 | | 3 | | 宗門人別帳 | 名主 茂左衛門 [㊤] | 竜花山 安穩寺 御役人中様 | 縦帳 | 1 | 2 |

平山啓次家文書

史料の概要と特色

平山啓次家文書は、総点数 14 点(袋数 12)で、年代では寛政 11(1799)年から安政 6(1859)年までで、すべて近世文書である。

史料の概要をみると、文政 12(1829)年の阿波村内で起こった村方出入文書(目録番号 7)と嘉永 6、7 年の御年貢小作取立帳(目録番号 9,10)、寛政 11(1799)年の「永代札賦帳之覚」(目録番号 1)、文政 6(1823)年「西丸 御書院 五人切物語」(目録番号 4)のほかは、宗門帳をふくめ、すべて大杉神社や安穩寺などの社寺関係の文書である。平山家の家や経営、家族に関するものはみられない。目録番号 7,12,11,2,3,4,5,6,8 には、筆写された ATTIC MUSEUM の原稿用紙が同封されている。

大杉神社は安穩寺の境内にあり、航海漁労の神として信仰を集めていた。史料中には、社殿の普請に関するもの、祭礼に関するものなどがある。また、訴訟に関するものでは、文政 12 年 1 月の「願書写」(目録番号 7)が、阿波村内で発生した訴訟の記録で興味深い内容をもつ。すなわち、当時阿波村は、荒井平兵衛御代官所と天台宗安穩寺領、及び戸田平左衛門知行所・大久保権右衛門知行所・加藤鞠負知行所・戸田大次郎知行所の相給村で、その内本田が 530 石余、そのほか平山新田 17 石、林畑新田 14 石余りあり、合計で 560 石余りの村高であった。このうち新田はすべて天領であったが民家は無く、平山新田は大久保権右衛門知行所分の百姓次兵衛が請負い年貢も上納していた。林畑新田は村請で、戸田平左衛門知行所の百姓吉兵衛が御水帳を預かり、年貢も永で上納していた。ところが、35 年前の寛政 7 年に村を出た戸田平左衛門知行所の百姓藤七(相手 吉右衛門)が、知らぬ間に村に帰り、無民家であった御料の新田の人別に入り込み、吉右衛門と改名して名主役になっていた。その上一度は放棄した戸田平左衛門知行所の自分の土地までそのまま何事もなかったかのように所有してしまっているということで、この天領の吉右衛門とその子を相手取って、五ヶ村惣代戸田平左衛門知行所名主助右衛門が訴訟に出たという一件である。

次に、領主の支配関係と村の概要についてみてみたい。常陸国河内郡阿波村は、「元禄郷帳」には 410 石、「天保郷帳」には 458 石、「旧高旧領取調帳」には 553 石、ほかに阿波新田として 135 石とある。また、元禄年間旗本大久保氏・加藤氏・戸田氏の相給、幕末期には大久保氏ほか 3 名と幕府の相給である(『角川日本地名大辞典 8』)。「旧高旧領取調帳」によると、大久保讃岐守知行 200 石余、松平采女正知行 128 石余、加藤下総守知行 62 石余、戸田文次郎知行 127 石余、小川達太郎支配所 14 石余、安穩寺領 20 石余とある。明治になると、明治初年宮谷県、明治 7 年新治県、明治 8 年茨城県の管轄となり、明治 11 年河内郡に所属、明治 22 年茨城県河内郡阿波村の大字となる。明治 31 年稲敷郡桜川村の一部となる。

村の概要を示すような史料はほとんどみられない中で、享和 2(1802)年(目録番号 2)、安政 5(1858)年(目録番号 11)、安政 6 年(目録番号 12)、の竜花山安穩寺檀家の宗門

人別帳は注目できる。それによると、享和2年には家数36軒人別160人(男74人・女86人・馬13匹)、安政5年には15軒61人(男29人・女32人)、安政6年には15軒59人(男26人・女33人)とある。享和2年と安政5、6年では家数人数に大きな差がみられるが、享和2年の宗門帳は大久保氏知行所の時のもので、安政期の宗門帳は安穏寺領の時のものである。したがって、この数字の差は、支配替によるものである。安政5年と6年には、惣人別のあとに「御門前之内家数十五軒内式軒はかし家二御座候」とあるなど記載方法に違いもみられる。

(文責 岩田みゆき)